

(訟ろ-15-B)

令和4年10月25日

高等裁判所民事首席書記官 殿

高等裁判所刑事首席書記官 殿

地方裁判所民事首席書記官 殿

地方裁判所刑事首席書記官 殿

家庭裁判所家事首席書記官 殿

家庭裁判所少年首席書記官 殿

家庭裁判所首席書記官 殿

最高裁判所事務総局総務局第三課長 永 井 英 雄

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 戸 荊 左 近

保存期間が満了した事件記録等の廃棄留保について

(事務連絡)

近年、公文書を含め史料の歴史的な価値や保存の必要性の認識が社会的に高まっているところ、先般、各地の裁判所において全国的に社会の耳目を集めた事件の記録が廃棄されていたことが広く報道されました。

については、これらの事案を踏まえ、改めて特別保存（事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号）第9条2項、少年調査記録規程（昭和29年最高裁判所規程第5号）第8条2項、平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」記第2の2等）の運用等を調査・検証する必要があると考えられることから、保存期間が満了した全ての事件記録（少年調査記録を含む）、事件書類、各事件簿及び少年事件に関する索引票については、当分の間、その廃棄を留保してください。

なお、簡易裁判所には、所管の地方裁判所から連絡してください。